

新型コロナウイルス感染症の流行状況について ～報告数が多い状況が続いています～

1 概要

感染症発生動向調査による本県の新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）定点からの報告数が、2024年第25週（6月17～23日）に定点当たり25.68人（定点医療機関53カ所、報告数1,361人）となり、第19週（5月6～12日）からは定点当たり患者報告数が10人を超えておりましたが、今回、2024年では初めて20人を超えたことから注意喚起のためプレスリリースをいたします。

マスコミの皆様には「手洗い」「咳エチケット」「換気」等の感染予防策の県民への周知について、協力いただきますようお願いいたします。

2 COVID-19の流行状況

感染症発生動向調査では、県内の53定点医療機関（小児科定点:30、内科定点:23）の協力を得て、患者情報を週単位で収集し、全国約5,000カ所の定点情報と併せて分析し、県民及び医療機関に情報を提供しています。

第25週に報告されたCOVID-19の年齢別では、60歳以上が585人（43.0%）と最も多く、次いで50～59歳147人（10.8%）、40～49歳133人（9.8%）の順となっています。

第25週における保健所別の定点当たり患者報告数は、南部保健所が32.93人で最も多く、次いで那覇市保健所27.00人、宮古保健所24.75人、中部保健所23.33人、北部保健所17.80人、八重山保健所12.67人の順となっています。

図1：県内の定点当たり患者報告数の推移（2023年第19週以降）

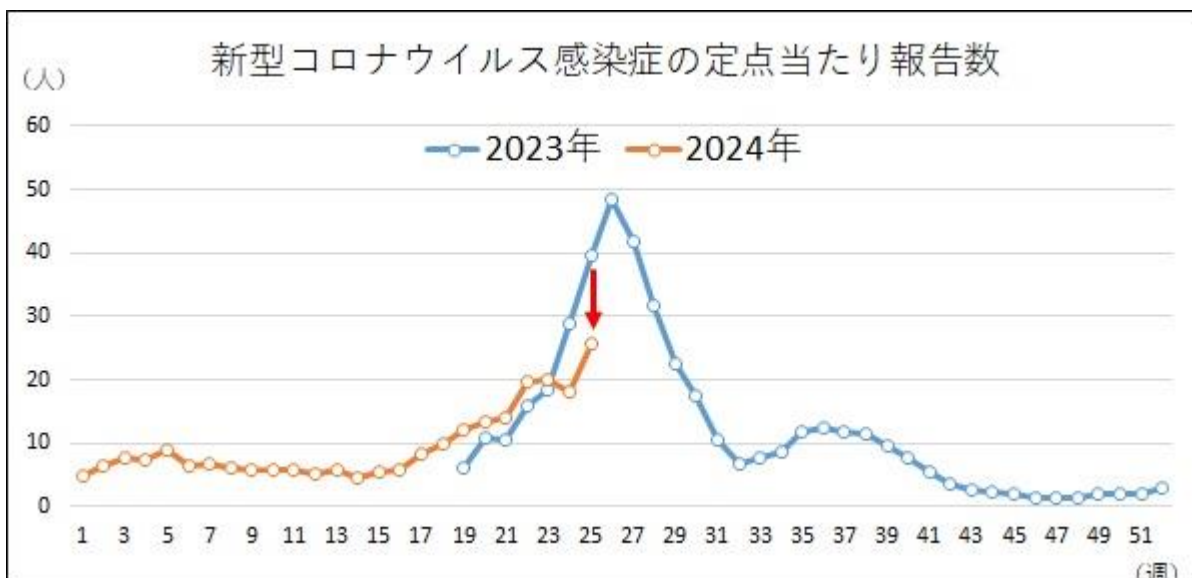


表 1 : 県内の年齢階級別報告数 (第 25 週)

年齢群	0 歳	1~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳以上	合計
患者数	48	39	47	70	57	120	115	133	147	585	1,361
(%)	(3.5)	(2.9)	(3.5)	(5.1)	(4.2)	(8.8)	(8.4)	(9.8)	(10.8)	(43.0)	(100)

表 2 : 県内及び全国の定点当たりの患者報告数 (直近の 7 週間)

	週	19 週 5/6~5/12	20 週 5/13~5/19	21 週 5/20~5/26	22 週 5/27~6/2	23 週 6/3~6/9	24 週 6/10~6/16	25 週 6/17~6/23
県	患者数	638	712	747	1,046	1,052	960	1,361
	定点当	12.04	13.43	14.09	19.74	19.85	18.11	25.68
保健所 (定点当)	北部	6.60	5.40	8.20	9.00	9.00	9.80	17.80
	中部	10.07	13.07	13.33	18.53	17.00	14.60	23.33
	南部	15.57	17.14	17.07	29.00	26.36	25.29	32.93
	宮古	10.50	10.75	14.00	14.25	17.50	18.00	24.75
	八重山	18.00	16.33	9.00	14.00	14.00	11.00	12.67
	那覇市	11.67	13.08	15.33	18.17	22.58	19.42	27.00
全国	患者数	13,652	16,230	16,554	17,401	19,719	20,561	集計中
	定点当	2.76	3.28	3.35	3.52	3.99	4.16	集計中

※COVID-19 は感染症発生動向調査システム上の警報・注意報の発令基準値は設定されていません

3 県民の皆様へのお願い

○COVID-19 の感染予防策

- ① 食事の前や帰宅後には、必ず「手洗い」をしましょう。
- ② バランスよく栄養を摂取し、十分な睡眠をとりましょう。
- ③ 咳やくしゃみをする時は「咳エチケット」を守りましょう。
- ④ 暑い日が続きますが、自宅や事務所等の室内の「換気」をしましょう。車内の換気も忘れずに。
- ⑤ 医療機関や高齢者施設を訪れる際は、症状がない場合でも「マスク」の着用に協力してください。

○体調不良時には

- ① かかりつけ医にまず相談し、事前予約の上受診しましょう (救急医療をつぶさない)。
受診医療機関に迷う場合は発熱コールセンター (098-866-2129) にご相談下さい。(24 時間対応)
- ② 会社や学校を休み、自宅等で安静にしましょう。
- ③ 「マスク」を着用し、咳やくしゃみをする時は「咳エチケット」を守りましょう。
- ④ 高齢者の患者報告数が増えています。高齢者の方と会う際は、特に体調に応じた感染対策をしましょう。

○COVID-19 と診断されたら

- ① 学校保健安全法では、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」出席停止期間となります。
- ② 事業所等においては、診断された従業員等の復職時に治癒証明書や陰性証明書の提出を求めないで下さい。

4 参考

- 沖縄県感染症情報センター「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況（速報値）」
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/shippeikansensho/1005861/1006484.html>
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>